

＜川崎市地域文化財顕彰制度の基本的な考え方＞

1)本市の文化財の状況

①指定・登録文化財

- これまで、文化財の保護活用は、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、川崎市文化財保護条例によって規定される、「指定」や「登録」によって行われてきた。
- 「指定」は国・県・市のそれぞれの範囲において重要な文化財を指定し、その管理・保護・公開・調査に関して、現状変更の規制や所在変更の届出の義務が課せられるほか、保存修理にあたっては補助金が交付されるなど、行政が深く関与する。川崎市における文化財の指定は、川崎市文化財保護条例の規定に基づき、川崎市教育委員会が行っている。
- 国や県・市の指定がされていない文化財のうち、保存活用のための措置が特に必要なものに対して適用される「登録」制度では、管理、保護、公開に関して緩やかな規制をしながら、税制上の支援等を行っている。

②指定・登録されていない文化財(未指定文化財)

- 歴史的景観を構成する古社寺や土蔵などの建造物、古文書、地域で守られてきた道標や石仏などの石造物、地域で継承されてきた祭りや囃子・神楽、地域の歴史文化に根ざした遺跡や土木遺産、地域固有の生物や地層などに、指定・登録されていない文化財は多数あるが、全体把握が十分とは言えず、現行の文化財指定制度では十分な保護活用ができない現状にある。
- 街道や昭和の町並み、里山など地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地である文化的景観や伝統的建造物群については、市民生活や生業の推移を理解するために不可欠なものであるが、川崎市文化財保護条例では規定されていない分野である。

2)本市の文化財保護活用施策の課題

- 未指定文化財については、現行の保護制度の範囲外であるため、時間の経過とともに多くの文化財が滅失の危機に瀕しており、文化財を将来にわたって良好な状態で保存していくための方策が必要となっている。
- 文化的景観や伝統的建造物群など、面としての広がりやを考慮し一体的な活用を図る新たな枠組みを導入し、地域づくりと一体となった文化財保護活用の推進が求められている。
- 文化財の価値が多くの人々に理解され、市民の誇りとして継承されていくために、身近な未指定文化財の価値を顕在化し、広く周知していく必要がある。



「川崎市文化財保護活用計画（平成26年3月）」において、指定・登録されていない文化財の保護活用を図るための具体的な取組として、「（仮称）川崎市文化財認定制度の創設の検討」を位置づけ

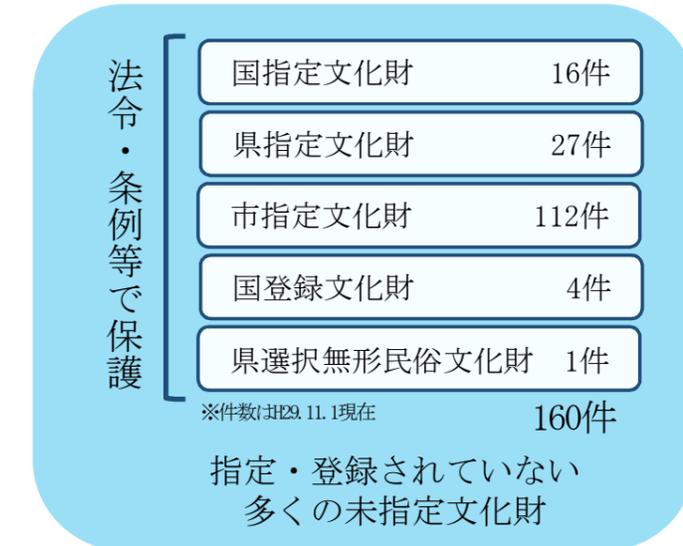


**文化財指定制度を補完する新たな制度として「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設**

※川崎市文化財顕彰制度要綱に基づく

- 従来の国指定・県指定・市指定・国登録という制度とは別に、地域に根ざした豊富な文化財を幅広く、顕彰・記録し活用するため、指定・登録に比べて規制等が緩やかな制度を創設する。
- 地域文化財は市域から広く推薦を募り、市民に身近な文化財の認知を高める。
- 市内にある文化財を幅広く把握し台帳へ登載することで、管理状況の把握、調査記録の実施、積極的な周知、所有者・管理者への積極的な指導助言により、地域文化財の活用を図る。

＜川崎市域の文化財＞



＜行政計画上の位置づけ＞  
 ○川崎市文化財保護活用計画（平成26年3月）第5章「文化財保護活用計画の基本的な考え方に基づく5つの方針」  
 (2)文化財の保護活用の基本的な方針～かわさきの文化財を保護活用する～  
 ②「（仮称）川崎市文化財認定制度」の創設の検討  
 ○第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」（平成27年3月）基本施策Ⅷ「文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり」  
 政策目標：「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、新たな文化財保護制度の整備に取り組むなど、文化財の保護活用を推進します。

＜国の動向＞  
 平成29年5月19日付で文部科学大臣より文化審議会へ「文化財の確実な継承に向け、未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方について」包括的な検討を求める諮問（平成30年1月に14年ぶりの文化財保護法改正法案提出の見込）→平成29年7月中間まとめ（文化審議会文化財分科会企画調査会）  
 『地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、関係者が協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要』

＜従来の制度と地域文化財顕彰制度との比較＞

制度の区分	根拠法令等	指定等の要件・目的	制約等	補助・助成
国指定文化財	文化財保護法	国民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る	現状変更や修理、輸出の許可を要する	保存修理や防災への経費補助、買い上げ、税制上の支援
県指定文化財	神奈川県文化財保護条例	県民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る	現状変更、修理等に制限	保存修理や防災への経費補助
市指定文化財	川崎市文化財保護条例	市民にとって重要な文化財を指定し保護活用を図る		
国登録文化財	文化財保護法	国民にとって保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて緩やかな保護措置を講じる。	外観の変更制限 現状変更等の届出	保存修理のための設計管理への経費補助、税制上の支援
県選択文化財	神奈川県文化財保護条例	無形文化財及び無形民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択し、記録作成、保存、公開する。	保持者の氏名等の変更の届出	公開、記録作成、保存、公開への経費補助
<b>【新設】地域文化財</b>	<b>川崎市地域文化財顕彰制度要綱</b>	<b>法・条例による指定等を受けていないものを顕彰・記録することによって活用を図る</b>	<b>現状変更等の届出</b>	<b>なし</b>

## ＜川崎市地域文化財顕彰制度の概要＞

項目	内 容	要 点
趣旨	市民生活・文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与する。	保護・規制・助成が中心の従来の指定制度と異なり、顕彰・記録を一義的な目的とする。
対象	人と自然とのかかわりの中で生まれ、「市民生活・文化（衣食住・価値観など人と人の生活にかかわること）」や「地域風土（多摩川や多摩丘陵の自然・地勢、街道の町なみなど文化財の周辺環境）」に根ざした有形・無形の所産が対象（法令・条例による指定、登録等がされているものを除く）	学術的根拠や根拠資料のない伝承地などは対象としないが、優品であることや価値の高いことを要件とせず、幅広く未指定文化財に光をあてる。
候補の選出	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体等からの推薦によるもの</li> <li>各区役所からの推薦によるもの</li> <li>川崎市文化財審議会委員の推薦によるもの</li> </ul>	推薦する文化財の管理や活用にかかわりのある団体等と各区役所を推薦者とする（個人からの推薦は不可）。推薦期間を設けてチラシ・ホームページ等で広報し、広く地域文化財の推薦を募る。
決定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域文化財の決定は教育長が行い、証書を交付。</li> <li>地域文化財の決定にあたっては、川崎市文化財審議会の意見を聞くこととする。</li> </ul>	文化財審議会からの意見聴取により歴史的・学術的意義を確認するとともに、文化財保護活用計画推進会議を通して、区役所、まちづくり局等と調整・連携し、顕彰制度を運用する。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域文化財台帳への登載</li> <li>ホームページや普及パンフレットなどによる周知</li> <li>地域文化財の管理や現状変更等への指導助言</li> <li>必要に応じて保存状況調査の実施</li> </ul>	補助金等の金銭的な助成はないが、顕彰・周知により地域文化財に光をあけるとともに、調査・記録の実施と所有者、管理者への積極的な指導・助言により地域文化財の保護活用を図る。
所有者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域文化財の管理</li> <li>所有者（管理者）変更、滅失毀損や現状変更等の届出</li> </ul>	承認を必要とする行為の制限は設けない。

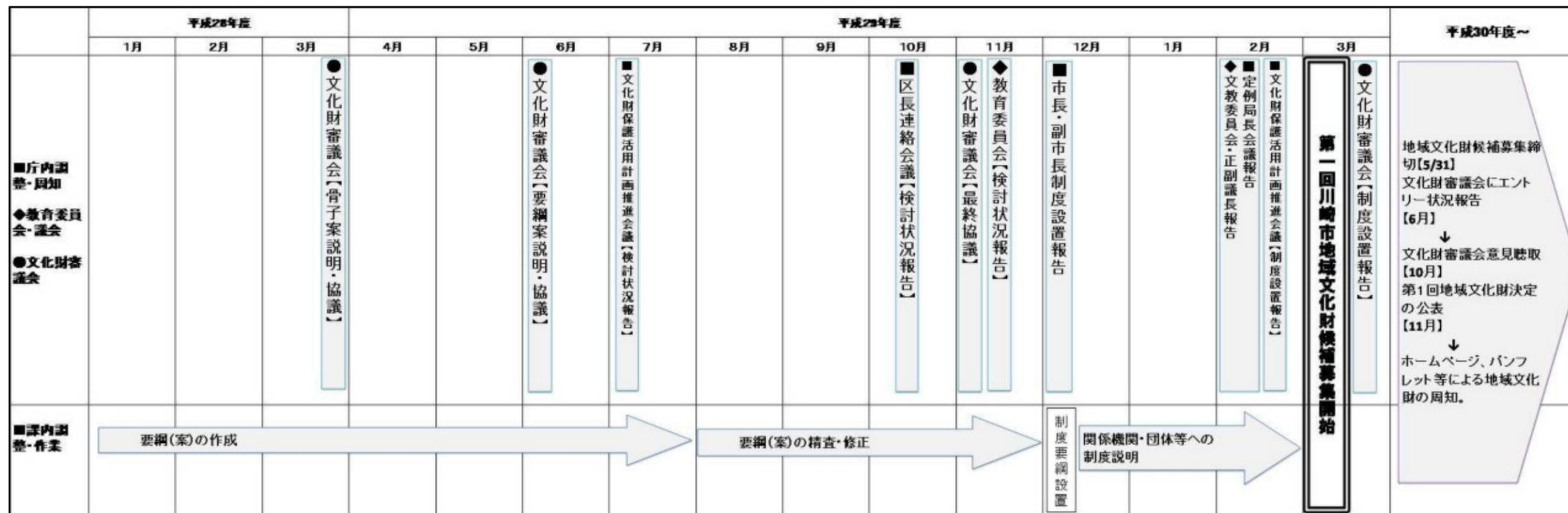
## ＜地域文化財顕彰制度に期待される効果＞

○従来の指定制度での保護・助成の対象外である文化財を市が幅広く把握することにより、  
 ①滅失・毀損の予防  
 ②地域文化財台帳に基づく発災時の状況確認等の実施  
 ③滅失を避けられない文化財の記録保存が可能となる。

○地域で守られ、伝えられてきた未指定文化財に光があたり、その価値が顕在化することで、市民の文化財への理解が促進される。また、地域文化財を広く募集することで、文化財への関心が高まる。

○顕彰制度により未指定文化財が周知され、位置づけが明確化することにより、地域づくりへの未指定文化財の利活用や、文化財保護活用団体の活動が活性化する。

## ＜川崎市地域文化財顕彰制度設置・運用スケジュール＞



文化財保護推進キャラクター シッシー君

## 川崎市地域文化財顕彰制度要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市内（以下「市内」という。）で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした川崎市地域文化財顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（地域文化財の対象）

第2条 地域文化財の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）及び川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）の規定による指定、登録、選択、選定及び認定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

### （1）有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの及び考古資料又は歴史資料として重要なもの

### （2）無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

### （3）無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

### （4）有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 史跡

古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の意義を有するもの

(6) 名勝

庭園、林叢、井泉、丘陵その他の勝地で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(7) 天然記念物

動植物及び地質、鉱物等で学術上の意義を有するもの

(8) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(9) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

(10) 文化財保存技術

市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能  
(地域文化財候補の選出)

第3条 地域文化財の候補は、次の各号により推薦されるものとする。

(1) 市民団体等からの推薦によるもの

(2) 市内各区役所からの推薦によるもの

(3) 川崎市文化財審議会委員の推薦によるもの

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

（地域文化財の決定）

第4条 地域文化財の決定は、教育長が行う。

2 教育長は、地域文化財の決定にあたり、川崎市文化財審議会の意見を聞くこととする。

（証書の交付）

第5条 前条による決定をしたときは、教育長は所有者等に川崎市地域文化財証書（第3号様式）を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

（地域文化財の管理）

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者（以下「所有者・管理者等」という。）は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に助言を求めることができる。

3 教育委員会は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理及び保護について必要な助言を行うものとする。

（滅失又は毀損等の届出）

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第4号様式）により、速やかにその事由を具して教育長に届け出るものとする。

（現状変更及び所在変更の届出）

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとする

るときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第5号様式）により、教育長に届け出るものとする。

（所有者・管理者等の変更）

第9条 所有者・管理者等は、地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、所有者・管理者等変更届（第6号様式）により、速やかに教育長に届け出るものとする。

（証書の再交付）

第10条 所有者等が川崎市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、川崎市地域文化財証書再交付申請書（第7号様式）を教育長に提出し再交付を受けることができる。

（地域文化財の顕彰）

第11条 教育委員会は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

（地域文化財の記録）

第12条 教育委員会は、地域文化財について、川崎市地域文化財台帳（第8号様式）に記載する。

（事務の所管）

第13条 顕彰制度の運営に関し必要となる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課において所管する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月 日から施行する。

第1号様式

川崎市地域文化財推薦書

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(推薦者) 所在地 (住所)

団 体 名

代表者名 (氏名)

川崎市地域文化財顕彰制度要綱第3条第2項の規定により、次の文化財を川崎市地域文化財に推薦します。

名称及び員数	
所 有 者	
管 理 者	
所 在 地	
種 別	
推薦する文化財の概要と推薦理由	
推薦団体の担当者	(所属) (氏名) (連絡先)

- (注) 1 現況を示す写真や位置図、概要、沿革又は由来に関する資料など、推薦文化財の詳細がわかる資料を添付してください。
- 2 推薦団体の規約や活動状況に関する資料など、詳細がわかる資料を添付してください。

第2号様式

同意書

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(所有者) 所在地 (住所)

氏 名

代表者名 (氏名)

私の所有する次の文化財を、川崎市地域文化財に推薦することに同意します。

名 称	
管 理 者	
所 在 地	
種 別	
概 要	
地域文化財の 公開について	公開可      公開不可      (希望するものに○をしてください)
その他参考 となる事項	

- (注) 1 申請の内容によっては、地域文化財と認められない場合があります。  
2 地域文化財となった場合の公開の仕方等について、希望がありましたら「その他参考となる事項」欄に記入してください。

(表)

川崎市地域文化財証書

(名称及び員数)

上記のものは、川崎市地域文化財顕彰制度要綱に基づき、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた川崎市地域文化財であると認め、これを証します

年 月 日

川崎市教育委員会教育長

(裏)

地域文化財台帳第 号

所有者	所有者の住所	所在の場所	証書の交付・再交付又は所有者の変更年月日

注意

一 この証書は亡失又は毀損したりしないよう大切に保管してください。

二 所有者が変わったときは、この証書を新しい所有者に引き渡してください。

第4号様式

滅失・毀損・亡失届

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(届出者)所在地(住所)

団 体 名

代表者名(氏名)

川崎市地域文化財顕彰制度要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
種 別	
台帳登載年月日	
事 故 等 の 概 要	
そ の 他 参 考 と なる 事 項	

(注) 滅失・毀損・亡失の状況を示す写真等を添付してください。

第5号様式

現状変更・所在変更届

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(届出者) 所在地 (住所)

団 体 名

代表者名 (氏名)

川崎市地域文化財顕彰制度要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
種 別	
台帳登載年月日	
変 更 の 種 類	現状変更                      所在変更                      (該当するものに○をしてください)
現状変更又は 所在変更の内容	※所在変更の場合は、新たに所在を移そうとする場所及び変更予定年月日を記入してください。
現状変更又は 所在変更を必要 とする理由	
その他参考と なる事項	

- (注) 1 軽微な維持補修であっても外観に影響を与えるような修理については、現状変更として届け出てください。判断に迷うときは文化財課までご相談ください。
- 2 所在変更届の場合は、川崎市地域文化財証書を添付してください。

第6号様式

所有者・管理者等変更届

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(所有者) 団 体 名

代表者名 (氏名)

(管理者) 団 体 名

代表者名 (氏名)

(新たに所有・又は管理する者) 団 体 名

【 所有者 ・ 管理者 】 代表者名 (氏名)

↑※該当するものに○をしてください。

川崎市地域文化財顕彰制度要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
種 別	
台帳登載年月日	
所有者又は 管理者の氏名 及び住所	【 所有者 ・ 管理者 】 ←該当するものに○をしてください。 所在地 (住所) 団 体 名 代表者名 (氏名)
新たに所有 又は管理しよ うとする者の 氏名及び住所	【 所有者 ・ 管理者 】 ←該当するものに○をしてください。 所在地 (住所) 団 体 名 代表者名 (氏名)
変更予定年月日	
変 更 の 理 由	

(注) 1 所有者が変更される場合、川崎市地域文化財証書を添付してください。

2 管理者が変更される場合、新たな管理者(管理団体)の規約や活動状況に関する資料など、詳細がわかる資料を添付してください。

第7号様式

川崎市地域文化財証書再交付申請書

年 月 日

(宛先)川崎市教育委員会教育長

(届出者)所在地(住所)

団 体 名

代表者名(氏名)

次のとおり(紛失・亡失・破損・汚損)しましたので再交付を申請します。

名称及び員数	
所在地	
種 別	
台帳登載年月日	
【紛失・亡失 破損・汚損】 の年月日	
【紛失・亡失 破損・汚損】 の理由	
その他参考と なる事項	

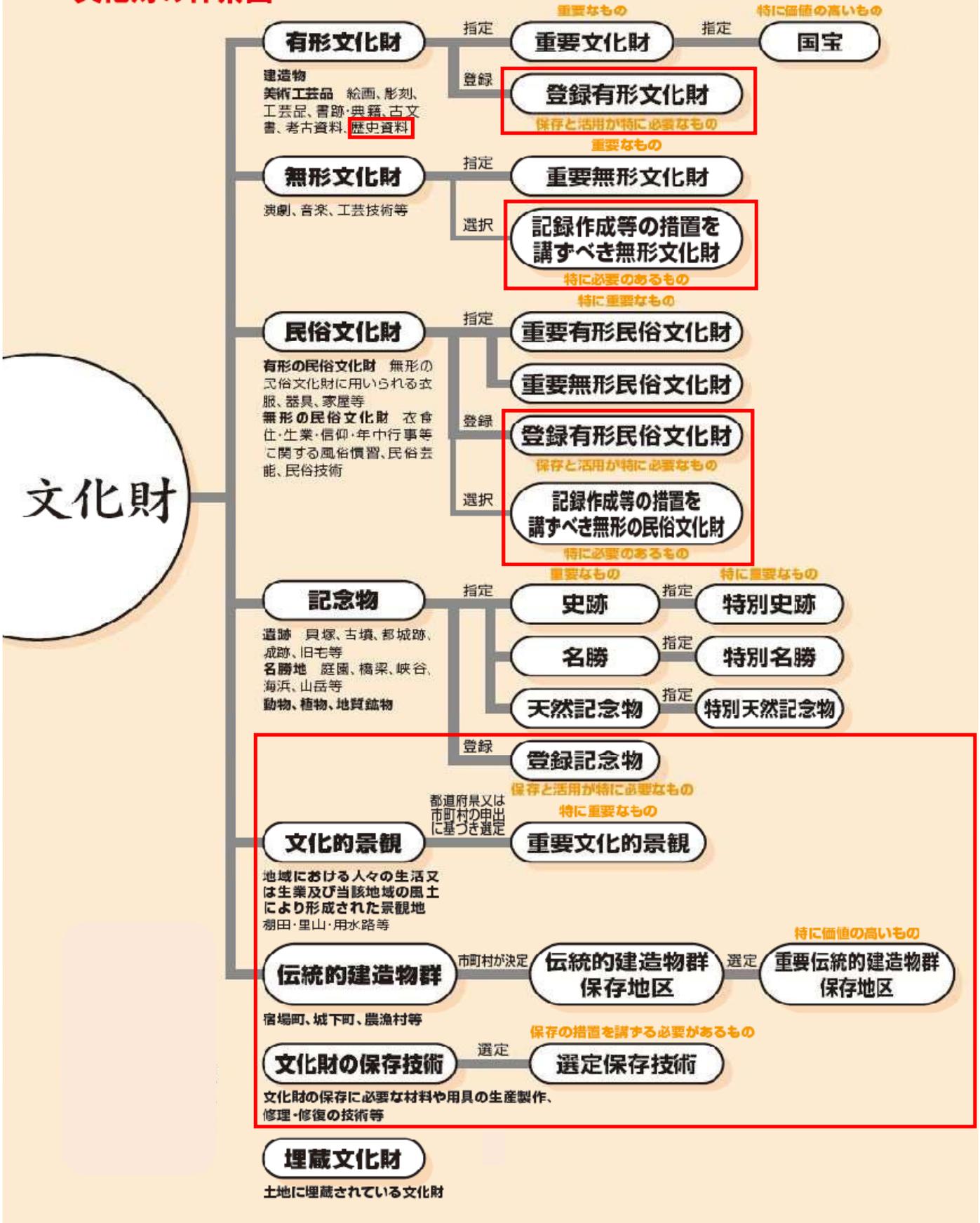
(注) 破損又は汚損の場合は、川崎市地域文化財証書を添付してください。

第8号様式

種 別		川崎市地域文化財台帳	台帳 番号	
名 称	(現状変更等の履歴及び活用の記録)			
員 数				
所 有 者				
管 理 者				
所 在 地				
台帳登載 年月日				
概 要	(年代・法量等)			
特 記 事 項				

※四角の枠で囲った部分は、川崎市で規定されていない分野・制度です。

### 文化財の体系図



## 川崎市文化財保護条例

昭和34年8月3日条例第24号

(目的)

**第1条** この条例は、川崎市内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図りもって市民の郷土に対する認識をたかめるとともに文化の向上発展に貢献することを目的とする。

(指定及び認定)

**第2条** 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は県が指定する文化財以外の文化財で特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財として指定することができる。

(1) 市重要歴史記念物

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で価値の高いもの、又は考古資料として重要なもの

(2) 市重要習俗芸芸

郷土芸能、工芸技術その他無形の文化的所産で歴史上又は芸術上若しくは民俗学上の価値の高いもの

(3) 市重要郷土資料

衣食住、生業、民政、信仰、年中行事、娯楽、芸能等に関する物件で市民生活の推移を理解するための資料として価値の高いもの

(4) 市重要史跡

古墳、寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の価値が高いもの

(5) 市重要勝地

庭園、林叢、井泉、山岳その他の勝地で芸術上又は観賞上の価値の高いもの

(6) 市重要天然記念物

動植物及び地質、鉱物等で学術上の価値の高いもの

2 前項第2号の規定により指定された文化財を保持するものを当該文化財の保持者として認定することができる。

(審議会)

**第3条** 教育委員会に川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2 審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。

**第4条** 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、文化財に関する学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(所有者又は保持者の同意)

**第5条** 教育委員会が文化財に指定しようとするときは、当該文化財の所有者（権原に基く占有者を含む。）の申請によるもののほかは当該文化財の所有者の同意を得なければならない。

- 2 文化財の保持者の認定をしようとする場合もまた前項の例による。

(解除)

**第6条** 教育委員会は、指定の文化財が次の各号の一に該当する場合は、その所有者又は保持者に対して指定又は認定の解除をすることができる。

- (1) 文化財としての価値を失ったとき。
- (2) 文化財が本市内に所在しなくなったとき。
- (3) 文化財の保持者が本市内に居住しなくなったとき。
- (4) 文化財が国又は県の文化財として指定をうけたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が解除の理由があると認めたとき。

(告示及び通知)

**第7条** 教育委員会は、第2条の規定による指定、認定又は前条の規定による解除をしたときは、その旨を告示するとともに所有者又は保持者に通知しなければならない。

(行為の制限)

**第8条** 指定の文化財が滅失し、又はき損し、若しくは亡失したときは、すみやかにその事由を具し教育委員会に届け出なければならない。

- 2 指定の文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとするときは、あらかじめその事由を具し教育委員会に申し出なければならない。
- 3 指定の文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその事由を具し教育委員会の承認を得なければならない。

(指示又は助言)

**第9条** 教育委員会は、指定の文化財の所有者又は保持者に対し、その管理及び保護について必要な指示又は助言をするものとする。

(補助)

**第10条** 教育委員会が指定の文化財の管理及び保護について必要があると認めるときは、市は、これに要する経費の一部を当該所有者又は保持者に対して補助することができる。

(委任)

**第11条** この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

# 川崎市内在指定文化財等一覽表

参考資料3

(平成29年11月1日現在)

国指定文化財 16件 (建造物7、絵画1、彫刻1、工芸2、古文書1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1)

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重要文化財	木造薬師如来両脇侍像	3軀	M33. 4. 7	宮前区野川419	影向寺	彫刻
2	重要文化財	清原良枝遺誠	2巻	S34. 9. 1	中原区	個人	古文書
3	重要文化財	鬼瓦	1箇	S35. 6. 9	麻生区	個人	考古資料
4	重要文化財	銅錫杖頭	1柄	S35. 6. 9	麻生区	個人	工芸
5	重要文化財	片口土器	1口	S35. 6. 9	宮前区	個人	考古資料
6	重要文化財	旧伊藤家住宅	1棟	S39. 5. 29	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
7	重要文化財	旧北村家住宅	1棟	S41. 12. 5	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
8	重要文化財	旧佐々木家住宅 附 寛保三亥年家普請 人足諸入用帳1冊 延享四年座敷普請 入用覚帳1冊	1棟	S42. 11. 12	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
9	重要文化財	旧太田家住宅	2棟	S43. 4. 25	多摩区枳形7-1-1	川崎市	建造物
10	重要文化財	旧江向家住宅	1棟	S44. 6. 20	多摩区枳形7-1-1	川崎市	建造物
11	重要文化財	旧工藤家住宅	1棟	S44. 12. 18	多摩区枳形7-1-1	川崎市	建造物
12	重要文化財	旧作田家住宅	2棟	S45. 6. 17	多摩区枳形7-1-1	川崎市	建造物
13	重要文化財	葵梶葉文染分辻が花染小袖	1領	S46. 6. 22	川崎区大師本町10-22	明長寺	工芸
14	重要文化財	紙本著色花鳥人物図	1双	S63. 6. 6	高津区	個人	絵画
15	重要有形民俗文化財	旧船越の舞台	1棟	S51. 8. 23	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	有形民俗
16	史跡	橘樹官衙遺跡群	1件	H27. 3. 10	高津区千年・宮前区野川	川崎市他	史跡

県指定文化財 27件 (建造物11、絵画1、彫刻3、工芸2、無形民俗文化財4、史跡4、天然記念物2)

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重要文化財	木造地藏菩薩立像	1軀	S41. 7. 19	多摩区枳形6-7-1	広福寺	彫刻
2	重要文化財	木造聖観音立像	1軀	S41. 7. 19	多摩区枳形6-7-1	広福寺	彫刻
3	重要文化財	鰐口	1口	S44. 12. 2	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	春日神社	工芸
4	重要文化財	太刀 銘国宗	1口	S29. 3. 31	幸区	個人	工芸
5	重要文化財	旧清宮家住宅	1棟	S46. 3. 30	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
6	重要文化財	旧野原家住宅	1棟	S46. 3. 30	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
7	重要文化財	旧広瀬家住宅	1棟	S46. 3. 30	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
8	重要文化財	旧鈴木家住宅	1棟	S47. 11. 24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
9	重要文化財	旧三澤家住宅	1棟	S47. 11. 24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
10	重要文化財	旧山下家住宅	1棟	S47. 11. 24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
11	重要文化財	影向寺薬師堂 附 厨子1基 古瓦15個 石燈籠1基 塔心礎1個 屋根替銘札2枚	1棟	S52. 8. 19	宮前区野川419	影向寺	建造物
12	重要文化財	紙本金地著色鳥合わせ図屏風	六曲一雙	S59. 11. 22	多摩区登戸1416	長念寺	絵画
13	重要文化財	旧井岡家住宅 附 旧柱等部材11丁	1棟	S61. 11. 28	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
14	重要文化財	旧岩澤家住宅	1棟	S61. 11. 28	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
15	重要文化財	旧菅原家住宅 附 祈禱札1枚	1棟	H1. 2. 10	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
16	重要文化財	木造虚空蔵菩薩立像	1軀	H4. 11. 20	高津区千年354	能満寺	彫刻
17	重要文化財	旧山田家住宅	1棟	H9. 2. 10	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
18	無形民俗文化財	沖縄民俗芸能		S51. 10. 19	川崎区大島	川崎沖縄芸能研究会	無形民俗
19	無形民俗文化財	小向の獅子舞		H13. 2. 13	幸区小向 (八幡大神)	小向獅子舞保存委員会	無形民俗
20	無形民俗文化財	菅の獅子舞		H13. 2. 13	多摩区菅 (薬師堂)	菅獅子舞保存会	無形民俗
21	無形民俗文化財	初山の獅子舞		H13. 2. 13	宮前区菅生 (菅生神社)	初山獅子舞保存会	無形民俗
22	史跡	子母口貝塚	898㎡	S32. 2. 19	高津区子母口54-148	川崎市	史跡
23	史跡	東高根遺跡	12,965㎡	S46. 12. 21	宮前区神木本町2丁目	川崎市	史跡
24	史跡	馬絹古墳	1基	S46. 12. 21	宮前区馬絹994-8	川崎市	史跡
25	史跡	西福寺古墳	1基	S55. 9. 16	高津区梶ヶ谷3-17	川崎市	史跡
26	天然記念物	東高根のシラカシ林	28,748㎡	S46. 12. 21	宮前区神木本町2丁目	神奈川県	天然記念物
27	天然記念物	春日神社、常楽寺及びその周辺の樹叢	7,148.45㎡	H4. 2. 14	中原区宮内字白田耕地614-1他	常楽寺・春日神社他	天然記念物

市指定文化財112件 (建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書10、考古資料16、史跡1  
無形民俗文化財2、民俗資料8、天然記念物1)

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	歴史記念物	絹本着色秀月禅尼画像	1幅	S36. 9. 18	多摩区登戸1416	長念寺	絵画
2	歴史記念物	板碑	1基	S39. 10. 20	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
3	歴史記念物	泉澤寺文書	一括13点	S39. 10. 20	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	古文書
4	歴史記念物	絹本着色愛染明王像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
5	歴史記念物	紙本着色菅公像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
6	歴史記念物	絹本着色弘法大師像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
7	歴史記念物	絹本着色聖童子会図	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
8	歴史記念物	絹本着色仙遊図	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
9	歴史記念物	絹本着色日輪大師像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
10	歴史記念物	絹本着色毘沙門天像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
11	歴史記念物	絹本着色不動明王像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
12	歴史記念物	絹本着色文殊菩薩像	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
13	歴史記念物	絹本墨画梵字両界曼荼羅図	1幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
14	歴史記念物	紙本着色両界曼荼羅図	2幅	S40. 11. 2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
15	歴史記念物	紙本墨書愛蓮説	1幅	S41. 11. 15	川崎区大師町4-48	平間寺	書跡
16	歴史記念物	木造聖観世音菩薩立像	1軀	S41. 11. 15	高津区千年354	能満寺	彫刻
17	歴史記念物	木造釈迦如来坐像	1軀	S43. 2. 10	中原区宮内4-12-14	常楽寺	彫刻
18	歴史記念物	木造聖観世音菩薩立像	1軀	S43. 2. 10	中原区宮内4-12-14	常楽寺	彫刻
19	歴史記念物	木造十二神将立像	12軀	S43. 2. 10	宮前区野川419	影向寺	彫刻
20	歴史記念物	木造聖徳太子立像	1軀	S43. 2. 10	宮前区野川419	影向寺	彫刻
21	歴史記念物	木造二天立像	2軀	S43. 2. 10	宮前区野川419	影向寺	彫刻
22	歴史記念物	木造薬師如来両脇侍像	3軀	S43. 2. 10	多摩区長尾3-9-3	妙楽寺	彫刻
23	歴史記念物	青銅製鰐口	1口	S48. 3. 14	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	工芸
24	歴史記念物	木造国一禅師坐像 附 胎内納入銘札2枚	1軀	S49. 2. 19	多摩区菅仙谷1-14-1	寿福寺	彫刻

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
25	歴史記念物	木造十二神将立像 附 胎内納入銘札101枚	12軀	S49. 2. 19	中原区宮内4-12-14	常楽寺	彫刻
26	歴史記念物	木造兜跋毘沙門天立像	1軀	S49. 2. 19	麻生区岡上217	東光院	彫刻
27	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	古文書
28	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	古文書
29	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	古文書
30	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	古文書
31	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50. 12. 26	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	古文書
32	歴史記念物	徳川氏奉行人連署奉書	1通	S57. 9. 28	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	古文書
33	歴史記念物	絹本着色地藏菩薩・二童子図	1幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
34	歴史記念物	絹本着色地藏菩薩図	1幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
35	歴史記念物	絹本着色仏涅槃図	1幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
36	歴史記念物	絹本着色両界曼荼羅図	2幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
37	歴史記念物	絹本墨画文殊大士像	1幅	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
38	歴史記念物	紙本一部金箔地着色柳・白鷺 図屏風	六曲一双	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
39	歴史記念物	紙本金地着色秋草図屏風	二曲一巻	S59. 10. 30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
40	歴史記念物	絹本墨画着色盤珪永琢画像	1幅	S60. 12. 24	高津区新作3-27-1	薬師院	絵画
41	歴史記念物	紙本着色四十七士像	1幅	S60. 12. 24	幸区下平間183	称名寺	絵画
42	歴史記念物	紙本着色仏涅槃図	1幅	S60. 12. 24	多摩区菅馬場2-20-1	玉林寺	絵画
43	歴史記念物	紙本墨画着色松寿弁才天図	1幅	S60. 12. 24	多摩区宿河原3-11-3	常照寺	絵画
44	歴史記念物	石造小林正利坐像	1軀	S60. 12. 24	中原区下小田中5-3-15	全龍寺	彫刻
45	歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺境内相撲図	1面	S60. 12. 24	宮前区馬絹1719	泉福寺	絵画
46	歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺薬師会図	1面	S60. 12. 24	宮前区馬絹1719	泉福寺	絵画
47	歴史記念物	木造阿弥陀如来坐像	1軀	S60. 12. 24	麻生区高石2-6-1	法雲寺	彫刻
48	歴史記念物	木造阿弥陀如来立像	1軀	S60. 12. 24	多摩区登戸1416	長念寺	彫刻
49	歴史記念物	木造釈迦如来坐像	1軀	S60. 12. 24	中原区上丸子八幡町1522	大楽院	彫刻
50	歴史記念物	木造不動明王及び二童子像	3軀	S60. 12. 24	多摩区登戸1253	光明院	彫刻
51	歴史記念物	木造増田孝清坐像 附 胎内納入銘札1枚	1軀	S60. 12. 24	高津区千年354	能満寺	彫刻
52	歴史記念物	木造薬師如来坐像	1軀	S60. 12. 24	宮前区神木本町1-8-1	等覚院	彫刻
53	歴史記念物	絹本着色聖徳太子像	1幅	S61. 8. 28	高津区二子1-10-10	光明寺	絵画
54	歴史記念物	絹本着色浄土七高祖連座像	1幅	S61. 8. 28	高津区二子1-10-10	光明寺	絵画
55	歴史記念物	絹本着色親鸞聖人像	1幅	S61. 8. 28	高津区二子1-10-10	光明寺	絵画
56	歴史記念物	銅造阿弥陀如来立像	1軀	S61. 8. 28	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	彫刻
57	歴史記念物	木造四天立像	4軀	S61. 8. 28	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	彫刻
58	歴史記念物	豊臣秀吉の禁制	1通	S63. 2. 19	麻生区	個人	古文書
59	歴史記念物	板碑	1基	S63. 11. 29	高津区久末375	妙法寺	考古資料
60	歴史記念物	弘法大師道標	1基	S63. 11. 29	川崎区大師町4-48	平間寺	建造物
61	歴史記念物	手洗石	1基	S63. 11. 29	川崎区宮本町7-7	稲毛神社	建造物
62	歴史記念物	長弘寺本堂 附 木銘札 1枚 本堂向拝中備龍彫刻 1 具	1棟	H2. 1. 23	幸区南加瀬3-24-16	長弘寺	建造物
63	歴史記念物	長念寺庫裏	1棟	H2. 1. 23	多摩区登戸1416	長念寺	建造物
64	歴史記念物	長念寺山門 附 棟札1枚	1棟	H2. 1. 23	多摩区登戸1416	長念寺	建造物

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
65	歴史記念物	長念寺本堂 附 棟札 1枚 木銘札 1枚	1棟	H2. 1. 23	多摩区登戸1416	長念寺	建造物
66	歴史記念物	日枝神社本殿 附 棟札1枚 山王社境内絵図1枚	1棟	H2. 1. 23	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	建造物
67	歴史記念物	沖永良部の高倉	1棟	H7. 1. 24	多摩区枅形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
68	歴史記念物	蚕影山祠堂 附 棟札 1枚 手洗石 1基	1棟	H7. 1. 24	多摩区枅形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
69	歴史記念物	水車小屋	1棟	H7. 1. 24	多摩区枅形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
70	歴史記念物	菅の船頭小屋 附 道標 2基	1棟	H7. 1. 24	多摩区枅形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
71	歴史記念物	棟持柱の木小屋	1棟	H7. 1. 24	多摩区枅形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
72	歴史記念物	紙本墨画淡彩仙女図	2幅	H7. 1. 24	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	絵画
73	歴史記念物	紙本着色閻魔府之図	1幅	H8. 1. 25	幸区塚越2-118	東明寺	絵画
74	歴史記念物	紙本着色五趣生死輪図	1幅	H8. 1. 25	多摩区長尾3-9-3	妙楽寺	絵画
75	歴史記念物	紙本着色地藏菩薩及び十王図	11幅1組	H8. 1. 25	川崎区大師本町10-22	明長寺	絵画
76	歴史記念物	泉澤寺本堂 附 造営文書 2点	1棟	H8. 1. 25	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	建造物
77	歴史記念物	子之神社本殿	1棟	H8. 1. 25	多摩区菅北浦5-4-1	子之神社	建造物
78	歴史記念物	白山神社本殿	1棟	H8. 1. 25	麻生区白山4-3-1	白山神社	建造物
79	歴史記念物	有馬古墓群後谷戸グループ 古墓出土火葬骨蔵器 附 坏 19箇	3組3箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
80	歴史記念物	有馬古墓群台坂上グループ 古墓出土火葬骨蔵器 附 簪状骨製品 1本	3組7箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
81	歴史記念物	生田古墓群生田8601番地古 墓出土火葬骨蔵器 附 鹿角製刀子柄 1本	2組4箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
82	歴史記念物	生田古墓群駕騫沼古墓出土 火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
83	歴史記念物	菅生古墓群長沢1822番地古 墓出土火葬骨蔵器	2組4箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
84	歴史記念物	野川古墓群野川南耕地A地 点古墓出土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚 鉄釘 13本	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
85	歴史記念物	稗原古墓群A地点古墓出土 火葬骨蔵器 附 和銅開寶 1枚	1組2箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
86	歴史記念物	旧佐地家門・供待・塀	1棟	H9. 4. 22	多摩区枅形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
87	歴史記念物	細山坂東谷古墓出土火葬骨 蔵器 附 鉄板状製品 1枚 簪状骨製品 2本	4組9箇	H9. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料

	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
88	歴史記念物	平川家文書	一括	H10. 2. 24	川崎区	個人	古文書
89	歴史記念物	旧原家住宅 附 棟札 1枚 居宅新築諸職人控・居宅 上棟式諸事控 1冊	1棟	H13. 1. 23	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
90	歴史記念物	古筆手鑑「披香殿」	1帖	H14. 3. 19	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	書跡
91	歴史記念物	无射志国荏原評銘文字瓦	1点	H15. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
92	歴史記念物	寿福寺大般若経	600巻	H16. 12. 14	多摩区菅仙谷1-14-1	寿福寺	典籍
93	歴史記念物	万福寺遺跡群縄文時代草創期出土品	一括	H20. 4. 22	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
94	歴史記念物	関東下知状 附 極札 1枚	1通	H21. 4. 28	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	古文書
95	歴史記念物	宿河原縄文時代低地遺跡出土品	一括	H21. 4. 28	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
96	歴史記念物	下原遺縄文時代後・晩期出土品	一括	H22. 4. 27	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
97	歴史記念物	梶ヶ谷神明社上遺跡出土品	一括	H23. 6. 14	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
98	歴史記念物	安藤家長屋門	1棟	H24. 11. 27	中原区	個人	建造物
99	歴史記念物	鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品	一括	H28. 6. 23	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	考古資料
100	歴史記念物	深瀬家長屋門	1棟	H29. 6. 30	幸区	個人	建造物
101	習俗技芸	囃子曲持		S53. 7. 7	中原区新城中町4-14 (新城神社)	新城郷土芸能囃子曲持保存会	無形民俗
102	習俗技芸	禰宜舞		S59. 10. 30	宮前区平4-6-1 (白幡八幡大神)	禰宜舞保存会	無形民俗
103	郷土資料	獅子頭 附 仲立面 1面	3頭	S36. 9. 18	宮前区初山2-24-16	初山獅子舞保存会	民俗資料
104	郷土資料	獅子頭	3頭	S48. 3. 14	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	民俗資料
105	郷土資料	南河原雨乞獅子頭 附 附属用具一式	3頭	S58. 12. 21	幸区都町4-2	延命寺	民俗資料
106	郷土資料	庚申塔	1基	S63. 11. 29	多摩区長沢1-29-6	盛源寺	民俗資料
107	郷土資料	庚申塔 附 石造鉢形香炉 1基	1基	S63. 11. 29	川崎区堀之内11-7	真福寺	民俗資料
108	郷土資料	庚申塔 (石燈籠)	1基	S63. 11. 29	幸区小倉2-7-1	無量院	民俗資料
109	郷土資料	六字名号塔	1基	S63. 11. 29	川崎区大師町4-48	平間寺	民俗資料
110	郷土資料	大師河原の漁撈具	一括	H11. 2. 23	中原区等々力1-2 (市民ミュージアム)	川崎市	民俗資料
111	史跡	春日神社・薬師堂・常楽寺 境内及びその周辺	7, 14 8. 45 ㎡	S44. 12. 4	中原区宮内614-1他	常楽寺・春日神社他	史跡
112	天然記念物	パラステゴドン象歯化石	1点	S48. 3. 14	多摩区枳形7-1-2 (青少年科学館)	川崎市	天然記念物

国登録文化財 4件（登録有形文化財3、登録記念物1）

	種別	件名	員数	登録年月日	所在地	所有者	備考
1	登録有形文化財	二ヶ領用水久地円筒分水	1件	H10.6.9	高津区久地341	川崎市（管理者建設局河川課）	建造物 鉄筋コンクリート造（昭和16年）
2	登録有形文化財	川崎河港水門	1件	H10.9.25	川崎区港町66地先	川崎市（管理者建設局河川課）	建造物 鉄筋コンクリート造・鉄筋煉瓦併用（昭和3年）
3	登録有形文化財	昭和電工川崎事業所本事務所	1件	H11.9.7	川崎区扇町5-1	昭和電工(株)川崎事業所	建造物 鉄筋コンクリート造（昭和6年）
4	登録記念物	禅寺丸柿	7本	H19.7.26	麻生区王禅寺940他	王禅寺・個人	動植物・鉱物関係

県選択無形民俗文化財 1件

	種別	件名	員数	選択年月日	所在地	保存団体	備考
1	選択無形民俗文化財	川崎山王祭りの宮座式		H3.2.8	川崎区宮本町（稲毛神社）	稲毛神社氏子総代会	